

南アルプス市告示第195号

南アルプス市通話録音機能の管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年8月19日

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市通話録音機能の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、市民サービスの向上及び職員への不当な要求等の抑制を目的として使用する通話録音機能の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)通話録音機能 電話の通話内容等の音声を記録することができる機能をいう。

(2)通話記録 通話録音機能により保存された音声の電磁的記録をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音機能の適正な管理及び運用を図るため、通話録音機能管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、管財課長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音機能の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音機能管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。

3 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音機能に関する操作をさせてはならない。

(通話録音機能の運用等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音機能の利用目的、運用方法等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者(以下「管理責任者等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び南アルプス市個人情報保護法施行条例(令和4年南アルプス市条例第26号)を遵守し、通話録音機能の管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者等は、通話記録により知り得た情報を不当な目的のために利用して

はならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通話記録の保存及び管理)

第6条 通話記録の保存期間は、記録された日から7日間とする。ただし、当該保存期間中に通話記録を保存する電磁的記録媒体の容量の上限を超えて上書きされたときは、その日までとする。

2 通話記録は、記録されたときの状態で保存するものとし、編集及び加工してはならない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、法令に基づく場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 通話記録は、第1条の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、通話録音機能の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。